

續 四方国考 二題

川 副 武 胤

I 大化・白雉の詔に見える「四方国」について

―改新関係記事の難しさ―

さきに「四方国考」と題する拙論⁽¹⁾において、「四方国」といふ語にかかはる觀念(あるひはその制度)を論じた中で、大化二年三月甲申の詔の終段や、白雉元年二月甲申の改元記事にみえるものを当時のものとする事を決しかねる旨述べたところがある。

右の拙論は「四方国」の觀念について、主として『古事記』の記載から、その著述されたと推定される天武天皇十三年の時点で、その具休相やその觀念の依つて來たる理念を論じたものであるが、その際、孝徳紀に散見する「四方(国)」の記載によつて、この觀念や制度を大化当時のものとする点については、之を保留する旨述べたが、この点について論じ盡さないところが残つた。そこで本誌をかりてその点を述べてみたい。

いま、右の稿と重複する(「四方国考」Ⅷ(i) 四方国の觀念 注(一))が、関係記事を紹介しておく。

(一) 大化元年九月「使者ヲ諸国ニ遣ハシテ、兵ヲ治ム」の条の割注

「或本ニ云フ、六月ヨリ九月ニ至ルマデ、使者ヲ四方国ニ遣ハシテ種々ノ兵器ヲ集ム」

(二) 大化二年三月甲申の詔の終段「凡ソ畿内及四方国ヨリ始メテ、農

作ニ当ル月ハ、早常田ニ務メヨ(中)宜シク清廉ノ使者ヲ差ツカハシテ、畿内ニ告ゲヨ、其ノ四方ノ諸国ノ国造等、宜シク善使ヲ扱ビテ、詔ニ依リテ催シ勤ムベシ」

(三) (イ) 白雉元年二月甲申改元条の皇太子賀詞「公卿百官人等賀シ奉マ

ツル、陛下清平之徳ヲ以テ、天下ヲ治ムル、故ニ爰ニ白雉四方ヨリ出ヅルアリ、乃チ是レ陛下千秋万歳ニ及至ルマデ、淨ク四方ノ大八嶋ヲ治メテ、公卿百官及ビ諸百姓等、冀クハ忠誠ヲ罄シ勤將軍イツキツカマツラム、賀シ奉ルコト訖リテ再建ス」

(ロ) 詔シテ曰ク「聖王世ニ出デ、天下ヲ治ムルノ時、天則チ之ニ応ヘテ……」このあとに祥瑞の故事が続き、この休祥に及ぶ。次で「又詔シテ曰ク『四方ノ諸国郡等、天ノ委付ニ由ル之故ニ、朕摠臨テ寓御ス、今我ガ親神祖ムツカムロキ之所知ラズ穴戸國中ニ、此ノ嘉瑞有リ、天下ニ大赦シ白雉ト改元スル所以ナリ」と続く。

これについて私は(二)大化二年のそれには、とくにこの部分について詔文の内容に具体性がない。(三)白雉のそれは、その中に『後漢書』明帝紀からの引用文による潤色があるので、「白雉」と改元した史実は疑へないものの、賀詞や詔文については、その点から推して後世の觀

念によつて大化・白雉の詔・奏に加筆造作（『書記』編纂時）したかもしれないと考へる。しかし(三)の(四)最後の詔文（親神祖・穴戸の号など）及び(一)の或本（「使者」の語）などやや古様な部分もあるので、いづれとも決しかねると述べた（『古事記』崇神卷・仁徳卷の例は、かけられた時代が古く、物語性が強いので除外する。また敏達紀十三年是歳条に「蘇我馬子宿禰其仏像ニ軀ヲ請ヒ乃チ鞍部村主司馬達等・池辺直氷田ヲ遣ハシ四方ニ使シテ修行者ヲ訪不見メシム」とあるものは、使者派遣そのものを疑ふ必要はないが、文中の「四方」の語を當時のものとする必要はない。さらに推古紀七年条に「辛酉地震フリ、舎屋悉ク破ル、則チ四方ニ令シテ地震ノ神ヲ祭ラシム」とあるものは、創作しようと思へば簡単にできる内容のものである。だからといって地震そのものを否定することもできないかもしれないが、敏達紀のそれと共に、時代の古さからいっても一応考慮の外に置き、除外するものが穩当であらう）。

ところで「四方国」を制度として大化改新时期に位置づけられたのは、石母田正氏である。（『日本古代国家』）このことを最近まで私は気が付かず居たが、氏の見解は重要であると思はれるので紹介しておく。なほ四方国については津田左右吉、坂本太郎、井上光貞、関晃等大化改新を扱った主要な学者達の著書にはとくに取上げられてゐない。

石母田氏の見解は主として右の『日本の古代国家』の第二章第四節改新政権の軍事的性格一五七頁から一五九頁にかけて述べられてゐる。氏は改新の政策を(一)兵器収公・兵庫設置 (二)官馬の規定 (三)国造軍の

編成 (四)総領一國造軍の組織 (五)総領一評制の組織と五項に分け、そのいづれも軍事的視点からとらへられた後、最後に畿内と四方国の制度と同じ系列の施設として論ぜられた。氏は次のやうに述べられる。

「最後に畿内の制である。第一に、改新詔第二条に規定された畿内制、すなわち王都を中心として東は名墾の横河、南は紀伊の兄山、西は(中略)を範圍とする領域を畿内とする制度は、原史料にもとづく規定とみなすべきである。(略)第二に改新の畿内制は、中国の畿内制ではなく、朝鮮のそれをモデルとしたものとかんがえる。評制が端的にしめしているように、この時期の領域の区分は、唐制との関連を考へるまえに、まず朝鮮の制度との関連を問題にすべきである(中略)三国のうち改新のモデルとなつた可能性が多いとみられるのは百済の制である。西訛遷都後(五三八年以降)の、いわゆる「五方五部」の制度は、つぎの三分割方式をとっている。(イ)王都周辺の地域は、隋書において「畿内」とよばれ、周書において「都下」とよばれた区域であつて、いわゆる五部によつて構成され、政治的・軍事的に特別の体制をもつ区域として区別される。(ロ)畿外の地方は「方」に分割され、五方があつて、それぞれ方領・方佐がおかれる。(イ)五方にはそれぞれの統屬下に、郡がおかれ、一方に十郡が屬する(隋書百濟伝)。以上のうちまず、全国を「畿内」と「方」に分割する方式が、改新のモデルとなつたとみられる。(ロ)の史料(筆者注大化二年甲申の詔)にみられる「畿内」と「四方諸国」との対比、または「畿内」と「四方諸国ノ國造等」という対比のさせ方が、百済の(イ)と(ロ)の方式と基本的に同じである。この「四方諸国」も(ロ)の

「五方」をモデルにして修正したものはあるまいか。百済の五方五部の制が五行思想の反映とみられるのにたいし、大化の四方は、前記の改新詔の畿内制がしめすように、王都から東・西・南・北の交通路による「四方」であるが、畿外地方を大きく「方」に分割する方式は同一である。この場合の「方」は、地方の「方」であり、領域的区劃の意味である。(c)の「東方ノ八道」にみられるが、これに対応する西・南・北の「方」の制度があったかどうかは、史料上は不明である。(略中) 畿内の特別の軍事的重要性が認識されてその武装化が企てられ、それ自身軍事と切りはなせない「道」制の成立と対応した新しい領域概念としての畿内が確立されるのは、天武朝であるけれども、しかしその基本的性格は大化においてもすでに存在していたとみるべきである。』(『日本の古代国家』一五七—一五八頁)

かうして氏は百済の郡または県にそれぞれ「城主」がおかれ、方領に統轄されるが、これに対応する大化の制は総領の統轄する国造と評とくに後者であらうとされるのである(同書一五九頁)

氏の見解にはその構想に魅力があるが、にも拘らず、私がこれを大化時の制度としては保留せざるを得ないと考へるのは次の理由による。

(一) 若しも四方国が、畿内と共に改新時の制度であるとすれば、氏はいはれるやうに「東方八道」の「方」をもってそれに当てる考へて考へられないことはないが、それではその東方八道の語のみえる同じ大化二年の三月甲子の詔が「東国国司等」に、また同月辛巳の詔が「東国朝集等」に対して発せられ、いづれもそこに「東方」でなく「東

国」とあるのはなぜであらうか。また氏もいはれるやうに「北方」「南方」「西方」はなぜ史上に登場しないのか。

(二) 氏は総領をもって百済の制の方領や方正に相当するものと考へて居られるやうであるが、総領(大宰を含む)は常陸風土記にみえる坂東を別にすれば、筑紫・周防・吉備・伊予など、いづれも同一方向に偏在して居り、また瀬戸内海沿岸と北九州といふ、その軍事面(氏はこれを軍事的制度として把へられる)においては、明かに西方よりの侵攻を意識した重点的な配置であると考へられるし、さうなれば、坂東のそれも蝦夷を意識しての設置といふことにならう。かくては筑紫・瀬戸内・坂東の三方面をこそ示唆すれ、都を中心として東・西・南・北の四方といふわけには行かない。しかも瀬戸内海沿岸地域には三つの総領があることになり、何とも説明がつかないことにならう。^②

(二) また氏は百済の五部五方の制をモデルとして、我国は「四方」に「修正」したのだといはれる。一体「四方国」の語のみえる大化二年三月甲申詔の僅か二日前の壬午の皇太子の奏には「現為明神御八嶋国天皇」とか、同年三月甲子の詔の上述の「東方八道」のやうな偶数をもって名数とする(それぞれの史料批判はここでは不問に附する)らしい觀念がみえるが、また同時に「四方国」の語のみえる同じ甲申の詔には、例の薄葬を令する具体的な墓制の規模がみえ、これには「長九尺濶五尺」「方九尋高五尋」「七尋」「三尋」、「五尋」「二尋半」、「九尺」「四尺」、役日「七日」「五日」「三日」等、ほぼ九・七・五・三を基調とする数詞によつてゐる。大化三年の七色十三階の冠位、同五年の七色十九階の改制も亦、同様に奇数に依つてゐる。右の最後

の例は、就中その存在を疑ふことのできない制度であるから、大化改新から大化五年にかけては、五・七等の奇数をもって名数とする観念が存在したらしく観取されるのである。従つて若しも百済の制度をモデルとするなら、五方であつて一向差支はなさうであるのに、敢てそれを避けて四方とするのはなぜか。

抑々日本列島を分割するのに、絶対に四方でなければならぬとは必ずしも思へない。といふのは、現に後の五畿七道の例をみても、それ以前の四畿国と同範囲のものの中に、わざわざ一国（河内国）を分割して別の国（和泉国）を建置し、それによつて五畿内国とするなど、明かに名数の観念が先行し、それに基づいてゐる事が観測されるし、天武天皇十四年の巡察使派遣も、すでに先著に論じた通り、四畿・四道・二嶋への派遣であつて、そこには当然、当時存在した筈の高志道の名が除外されてゐる。石母田氏の観念からしても、東西南北の「北」に当てるべき「方」は高志（道）を措いてあり得ないであらうのに、その高志が除かれたのはなぜであらうか。これは、同じく既述の通り、四・四・二といふ天武朝固有の名数観念の先行によるものである。要するに、大化当時、日本列島を五地域、領域的区劃に分けることは極めて容易な筈であるのに、敢てとくにそのやうな名数観念ありとは思へない四方とした理由は何か。その説明が必要である。

(四) 若しもこれが大化の制であるなら、白雉元年の改元の詔以降、その称が天武五年紀及び天武天皇五年以後に成立したと推定される大抜詞^④以下の祝詞と、天武天皇十年から十三年頃迄の間に著述されたとみられる古事記の記述にあらはれるまで、二十数年間の書紀記事や、そ

の他の史料に絶えてあらはれないのはなぜであらうか。その説明もつかないであらう。

以上が、大化改新時、孝徳朝にかかる書紀の記事（大化元年九月或本の記事、大化二年・白雉改元の詔・奏）中の「四方（国）」をもつて当時の観念や制度として実在したと断定しかねる理由であるが、この「四方（国）」にせよ、上掲の「現為明神御八嶋国」にせよ、「東方八道」にせよ、将又薄葬の制^⑤にあらはれる数詞にせよ、事は改新の詔をはじめとする孝徳紀全般の史料批判に關はるので、『書紀』のこの部分に關する検討が充分に進むまでは、保留せざるを得ないのである。

注①『東アジアの古代文化』二二・二三・二四号

②文武天皇四年十月己未の条に「以道大壹石上朝臣麻呂為筑紫摠領、直広參小野朝臣毛野為大武、直広參波多朝臣牟後閉為周防摠領、直広參上毛野朝臣小足為吉備摠領、直広參百濟王遠宝為常陸守」とあるが、これを見ると筑紫摠領・周防摠領・吉備摠領・常陸守が同時併存し、また筑紫摠領のみを上位として、他の三者は同格に位置づけられてゐること、その筑紫摠領は前・後代の筑紫大宰率（帥）―天武天皇十四年筑紫大宰・持統天皇六年筑紫大宰率及び令制大宰帥―と同じものであり、また常陸守は『常陸風土記』にはゆる坂東の総領の後身であらうことが察せられるので、これを四畿諸道乃至五畿七道の道制と重ね合せてみても、やはり山陽道には複数の総領が存在することになる。さうであれば「四方」の「方」に一箇つつの総領を配置するといふことを想定する場合

に、山陽道(方面)は一つの「方」と考へられ、それ以上ではあり得ないであらうから、こだけで既に二箇の総領がみられるからには、四方と総領とを制度上関連させることは不可能である。

③『古事記の研究』第六章第四節Ⅱ 天武天皇十四年の巡察使派遣

④「天神・国神考」(『古代史論業』上所収)参照。

⑤尾崎喜左雄氏はこれを疑つてゐる。「大化二年三月甲申の詔を中心とした葬制について」(『日本古代史論集』所収)

Ⅱ ひとみちの常道と道奥

― 東方十二道と高志道及び海・陸・山三道の成立について ―

さきに「四方国」において道奥・陸奥の地名・概念及びその成立について、次のやうに述べておいた。

古事記の神武天皇卷や日本書紀の斉明天皇紀などに「道奥」と見え、また別に斉明紀その他に「陸奥」とみえる。①このうち斉明五年紀に

「道奥蝦夷」とある記載については、その記事の注に伊百博徳書が引用されているが、この書には「遠キハ都加流ト名ク、次ハ鹿蝦夷ト名ク、近キハ熟蝦夷ト名ク」と記されてゐて「道奥」や「陸奥」の地名

があらはれてゐない。また右の古事記神武卷氏祖注(道奥石城国造)や斉明紀の「道奥」の語は「高志道」(記崇神卷・仲哀卷)乃至「常道」(記神武卷氏祖注「常道仲国造」)の道の奥の意味、また「陸奥」

の名は「北陸道」乃至「常陸」といふ、それぞれ高志道・常道の後身名の地域の奥の意味であつて、道制を規準として考へれば、むしろ高

志道乃至東方十二道(古事記崇神卷、景行卷。又は常陸を終点とする、

のちの東海道)の奥のことで、後世の、下毛野Ⅱ東山道の奥の意味ではなからう。更にその道奥乃至陸奥国は天武天皇五年の詔に「凡ソ国司ヲ任ズルハ、畿内及陸奥・長門国ヲ除ク以外ハ、皆大山位以下ノ人ヲ任ゼヨ」とあるところからみて、表記面の改換は受けてゐる(「陸奥」ハ原(モト)「道奥」、「長門」は同じく「穴門」であらう)ものの、行政単位としてはこのころ成立してゐたであらう。しかし「道」の奥の語義からみると、東方十二道の十二国(道)の中には含まれず、さらにその奥にある国として位置づけられてゐたであらう。

以上が前稿に述べたところであるが、『東北の歴史』上 第二章二 大化改新と東北 を執筆された関晃氏は「みちのく」の語源について、「みちのおくのくに」即ち東海道・東山道など、大和朝廷の支配地域のもう一つの奥の、現在開拓中の国の意味であると述べて居られる。

道奥は東山道の正式な発足以前に遡つて成立した概念であるとする私見からは、東山道を引合に出すのは失当であるが、もう一つの奥の別の国といふ意味で私見の東方十二道の中には属さないとはいふ考へと一致する。(別の箇所では東北南部を大化の東国に属すとされる) ③

次に右と関連して前稿(「四方国考」)に盡さなかつた常道・常陸の語義と字義について述べて置きたい。

志田諄一氏はその著『常陸風土記とその社会』の中で、まづ常陸風土記自身はその由来を「往来ノ道路、江海之津済、郡郷ノ境界ヲ隔テズ、山川之峰谷ヲ相経タリ、近(諸本)「近」。或ハ「直」カトイフ)通之義以即名称焉」といつてゐること、これに賛する説として仙覚の万葉集抄に「くがのみちあひつづける故に、ひたちとなづく」、宣長

の『古事記伝』に「万葉廿に比多知、和名抄に常陸比太知、(比多に常字を書は、万葉十八に等能乃多知波奈比多底里爾之且とあるは、変らず常に照を、比多底里と云り、又十三に常土と書り、……さて知に陸ノ字を書クは、陸奥の陸と同くて、陸道の意なり、……契沖が……ひたちはひたみちなりと云る、まことに然り」……)云々とあるのを引いて置られる。また谷川土清『日本書紀通証』や橘守部の『雅言考』もこの説をうけ、また野口勝一校訂増補の『古今類聚常陸国誌』も「按ズルニ常ハ、永久無盡之謂也、陸者ハ路也、是国ヲ言フハ経歴ルノ日久シクシテ、愈陸路之無盡ヲ見レバ也」といつてゐるのを紹介されてゐる。他の諸説も紹介されてゐるが問題にならないので省略する。ところで志田氏自身は直通説をとらず、貧窮問答歌の「直土に菓解き敷きて」とあるヒタで、「じかに」「直接に」といふ意味といはれる。すなはちミチノオクに、ジカに接する国なる故にヒタミチなる国名ができたのではないかと説かれてゐる。

国名の語源はいづれも難しく、確信はもてないが、ミチノオクに接するが故にヒタミチといふのだといふ右の氏の説は、やはり本末顛倒ではなからうか。氏の説とは逆になるが、ミチノオクの方こそ東方十二道の終点としてのヒタミチ(及びコシノミチ)の奥なるが故に、道奥と名けたといふ私見の方が、名称のつき方として自然であると思ふ。結局ヒタの語源は判然しないが、私としては宣長の「常」の文字に牽制された感のある「変らず常に」といふ説、野口氏の「陸路ノ無盡」といふ説よりも、常陸風土記自身の「(或ハ直カトイフ)近通之義」(ヒタスラ・ヒタブル・ヒタモノのヒタニ直の意)を探りたい。

次にこれに「常」字を充てたのは、右の語源的な意味よりはむしろ常道(高志道)、(4)そのそれぞれの後身たる常陸(北陸)、(道)の対照が成立する点に注目したい。また右の両者が対照となることについて補足すれば、東北地方に向ふ太平洋岸、内陸部、日本海岸の三道(海道一のちの東海道、山道一のちの東山道、高志道一のちの北陸道)のうち、前二者については、養老二年に陸奥国南部の諸郡を割いて二国を建置した際、海道(久慈川を遡る道を含む)の方が石城、山道(及び会津郡)の方が石背とよばれて東の石城が表側を意味したし、海道(含奥久慈地方)は土地は狭小であるのに、後世の延喜式神名帳に至ってきへ、なほその登載社の数は山道・会津方面を上廻つてゐる。また出羽国に至つては、式内社は日本海沿岸(高志道の延長)に集中し、内陸部には一社もみない有様である。これをもってみれば、時代を遡るほど、即ち天武朝以前の段階では(1)常堂から北上するルートの方が、(2)下毛野から北上するルート(のちの東山道)よりも倭朝廷にとつての先進地帯であつたことが察せられるから、全く累系統のルートである日本海岸即ち山を越えてあちら側を意味する高志道を別にすれば、前者(1)をメインルートとしたと考へて差支なからう。(5)

かくて中央から東北方面に向ふ裏街道として、即ち常・常・常・道として日本海沿ひの高志道があり、地方、それに対する表街道として、太平洋岸の、常・常なるルートといふ意味で「常道」の文字が選ばれたものと考へたいのである。

注1 景行紀に陸奥国、推古紀(三十五年二月)に同じく陸奥国とあるのを除けば、書紀中の道奥・陸奥は次の通りである。

(1) 斉明元・七・十一北越ノ蝦夷九十九人東陸ノ蝦夷九十五人ヲ饗

ス……仍テ柵養ノ蝦夷九人、津刈蝦夷六人ニ冠各二階ヲ授ク

(2) 斉明五・三・十七 甘櫛丘ノ東之川上ニ須弥山ヲ造リテ陸奥ト越ト蝦焼ヲ饗ス

(3) 斉明五・三是月 道奥ト越ノ国司ニ位各二階、郡領トニ主政各一階ヲ授ク

(4) 斉明五・七・三 道奥ノ蝦夷男女二人ヲ唐ノ天子ニ示ス

(5) 斉明六・三 阿部臣陸奥蝦夷ヲ以テ、己ガ船ニ乗ラシメ……

(6) 天武五・二十五 詔シテ曰ク、凡ソ国司ヲ任ズルハ者、畿内及陸奥・長門国ヲ除キ……

(7) 持統三・正・三 務大肆陸奥国優曇曇郡城養蝦夷脂利古男……

(8) 持統三・七・一 陸奥蝦夷沙門自得ニ請フ所ノ金銅薬師像……等ノ物ヲ付賜フ

なほ『先代旧事本紀』国造本紀に「道奥菊多国造」とみえる。

②天武天皇十二年以後持統朝迄に成立したと考へられてゐる。(坂本太郎・北村文治氏説による。)

③『書紀』には「常道」の例はなく、「常陸」の例は景行天皇紀四

十年、天智天皇十年三月、持統天皇元年三月等の各条に見える。

『統紀』には文武天皇二年九月条に備前・伊与・日向三国と共に朱沙を献せしめられた記事以下多数に上る。

④高志道は『古事記』神世卷に、高志ノ八俣蛇、八千矛神の高志国

沼河比賣訪問、崇神卷の大毘古命の高志国派遣 垂仁卷の山辺土大鸕が鶴を追つて高志国に到る話、仲哀卷の品隋和氣命が高志前

(後述)之角鹿に到る話がある。『書紀』には神代紀国生みの段の正文・第一一書以下第六・第八一書に越国造以下「越」の名は多数に上るが、継体天皇即位前紀の注に越前、持統天皇六年九月条に至つて越前国司が登場する。『統紀』には文武天皇元年十二月条に越後国、以下年を逐つて越後・越中・越前の名が頻出する。なほ『先代旧事本紀』国造本紀に「高志国造」と見える。

北陸道は『書紀』崇神天皇十年九月条に大彦命「北陸」派遣以下東海・西道・丹波がみえ、景行天皇紀にも「北陸及東方諸国」、崇峻天皇二年七月条に東山道・東海道と共に「北陸道」がみえるが、年代的にみていづれも信じ難い。

事實は以下の通りであらう。即ち、天武天皇十三年頃までに成立したとみられる『古事記』に、上述の通り高志・高志国・高志前(和名抄)に越前を「古之乃三知乃久知」と記す。しかし『古事記』孝霊卷の「記録」の「針間為道口以言向和吾備国」の例からすると、道口は当該道そのものにあたる国(この場合は吾備国)の外にあるので、同じ越前に属する越前が「古之」の道口となるのをかしい。しかしこれは『古事記』仲哀卷に角鹿が「高志前」とありながら、しかもそのちの越前国に所屬してゐることから、さうなつたものと推定されるので、その点から「高志前」を「コシノミチノクチ」と訓むことがわかる。一步進めて考へれば、『古事記』著述の時代には角鹿の地は高志には属さず、苦狭に所屬してゐたとも考へられる。或は少くとも所屬未定の区域であつたかもしれない。)とあつて、北陸道の名はなく、翌天武天皇十

四年の巡察使派遣には高志道・北陸道共にあらはれないところをみると、この頃迄は「北陸道」の名は無く、高志道とよばれてゐたものと考へられる。さらに持統紀にも北陸道はなく、『統紀』の初見が大宝三年高向朝臣大足を北陸道に遣はしたとある巡察使派遣の記事である。他方、東山道の成立は例の天武天皇十四年であるし、さらに岐蘇山道が通ずるのは右掲大宝三年の巡察使派遣の前年に当る大宝二年であるところからみて、諸道の整備状況が推察できるし、天武天皇十四年の巡察使派遣の諸道の名には、のちの西海道は筑紫とあつて他の諸道（東海・東山・山陰・山陽・南海）の名と比べて古様であるから、諸道の名称も、この年以降大宝三年（ここでは西海道の名が登場する）にかけて整備していつたのであらう。かくて東海道・東山道と鼎立する北陸道の名称の成立は天武天皇十四年以降大宝三年以前と推定される。

ヒタチについても、その充字が『古事記』に「常道」とある点を、右の高志道↓北陸道の場合と合せ考へて、「常陸」の文字の使用に至るのは、天武天皇十四年以降大宝三年の間（或は文武天皇二年まで上げることができるカ）と推定したい。

以上を通過するに、道名の成立の順序としては東方十二道を出海二道に分つて東海・東山の二道の名が、まづ成立し、（天武天皇十四年カ）、次いで高志道が北陸道と改称し、さらにのちに国名常陸（天武天皇十四年ノ文武天皇二年乃至大宝三年）の登場とならう。

この考に抵触するのは、崇峻天皇二年七月紀の「近江臣満ヲ東

山道二遣ハシテ、蝦夷ノ国境ヲ觀セシム、穴人臣鷹ヲ東海道二遣ハシテ、東方ノ海濱ニ国境ヲ觀セシム、阿倍臣ヲ北陸道二遣ハシテ等ノ諸国境ヲ觀セシム」の記事と、天武天皇元年壬申紀にみえる「東海軍」「東山軍」のことであるが、前者は人物の固有名からみて、或はその実があつたかとも思はれるが、東山・東海・北陸の名が当時使用されてゐたとみられるのは、のちの東国・東方十二道（改新時の東方八道も）等の諸例からみて夙きに失しよう。また壬申紀のそれも、同年の紀には「東海」「東山」ともこの例しかなく、他には同方面について「入東」「入東国」「東道將軍」のやうな使用例が、まちまちで、しかも頻出する。この点からみると、当時は東海・東山をあはせて、『古事記』のいはゆる「東方十二道」とか、または「東」「東国」「東道」といふ漠然たる概念・用語にとどまり、東海・東山道分離は、私見のやうに天武天皇十四年のことと考へてよからうかと思ふ。

⑤前項①の注②に掲げた文武天皇四年十月己未の条によれば、常陸守は筑紫総領の大貳、周防総領・吉備総領と同格であるし、またこの条に他の諸国の守が絶えて見えないところからみて、また国が別格であり、筑紫・周防・吉備のそれとならぶ坂東の総領の後をうける地方總管的性格がみとめられる。このことも亦、陸奥（道奥）との関係において、下野国と比較して、文武期における常陸国の優位性即ち常規のルートといふ意味での「常道」性を示すものである。

（山形大学教授）

（昭和五十四年十二月二十日）